

仕 様 書

第五管区海上保安本部

1 契約件名
A重油買入 (単価契約) 高知港

2 品名、規格、数量

品 名	規 格	単 位	予定数量	備 考
A重油	1種1号	リットル	876,000	給油船 硫黄分濃度 0.5%未満
A重油	1種1号	リットル	92,000	給油タンク車 硫黄分濃度 0.5%未満

3 納入場所及び方法

(1) A重油 給油船

- ① 納入要求に基づき、高知港内または指定する場所に停泊中の指定する巡視船艇等 (以下「本船」という。) の船内タンクに、給油船を用いて納入すること。
- ② 本船に損傷及び汚損を与えないよう配慮するとともに、漏油事故防止対策を十分に行うこと。

(2) A重油 給油タンク車

- ① 納入要求に基づき、高知港内または指定する場所に停泊中の本船の船内タンクに納入すること。
- ② 納入の際は、当庁の船舶給油取扱所において本船に直接給油するための技術上の基準に合致した給油タンク車を用いること。
- ③ 本船に損傷及び汚損を与えないよう配慮するとともに、漏油事故防止対策を十分に行うこと。

4 試験成績表等の提出

担当官等から試験成績表、出荷証明書等の品質検査に必要な書類の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じること。

5 品質検査

燃料油搭載に際しては、海上保安庁船舶燃料油類検査等要領に基づく検査を受けること。

検査の結果不合格となったときは、直ちに第2項に定める規格品の製品と交換すること。

6 納入検査

納入に当たっては、検査職員の検査を受けること。

7 納入期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日の間

8 代金の支払方法

1ヶ月毎に納入数量を取りまとめ、請求すること。

9 その他

(1) 第1項の数量は、予定数量を示したものである。

(2) 船舶燃料搭載に際しては、関係法令等を遵守すること。

(3) 燃料油の数量、納入日時、場所及び船舶を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。

なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（P S型を除く）については夜間（17：00～08：30の間）、巡視艇及びP S型巡視船については深夜（22：00～05：00の間）の納入は指定しない。

(4) 発注は原則として3日以上前の平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。

なお、納入日時が夜間又は休祝日である場合は、可能な限り3日以上前の平日の正午までに発注を行うものとする。

(5) 夜間（17：00～08：30の間）及び休祝日の積込みについては、積込割増料金を別に請求することができる。この場合、割増料金は発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(6) 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変により、単価に変動があった場合は、発注者及び受注者が協議を行い、契約単価の変更を求めることができる。

(7) 契約履行に当たり疑義が生じた場合は、担当官と協議し指示に従うこと。

(8) 担当者 高知海上保安部管理課 渉外係長

TEL 088-832-7113